

令和4年4月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年4月15日（金）
- 2 開催場所 神奈川県庁新庁舎9階議会第8会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 10時24分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
河野 真理子 委員（第二教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
生涯学習部長 吉田 美和子
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
厚生課長 伊藤 聡
参事兼高校教育課長 増田 年克
保健体育課長 富澤 桂子
子ども教育支援課長 下反 達二
特別支援教育課長 片山 葉子
生涯学習課長 信太 雄一郎
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 4月定例会 会議日程

日時 令和4年4月15日（金）

9時30分から

場所 神奈川県庁新庁舎 9階

議会第8会議室

1 議事

日程第1

定教第1号議案 令和5年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第2号議案 令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

定教第3号議案 令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針について

定教第4号議案 令和5年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について

定教第5号議案 令和5年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

日程第2

報第1号 令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

報第2号 第15期神奈川県生涯学習審議会委員の委嘱について

2 協議・報告事項

報告1 新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について

教育委員会 4月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 4月定例会を開会します。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しています。
本日の会議録署名委員には笠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題といたしましては、日程第1として「令和5年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について」ほか4件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」ほか1件の報告案件がございます。
さらに、協議・報告事項として「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告があります。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の定教第1号議案及び定教第2号議案、また定教第4号議案及び定教第5号議案については、関連する案件でありますので、それぞれ続けて説明を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それではご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、会議規則第22条の2の規定により、ここからの進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでははじめに、進行の関係から、協議・報告事項の報告1に入りたいと思います。

報告1 **新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について**
説明者 櫻山企画調整担当課長

企画調整担当課長 ファイル09の「報告1」をお開きください。「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」です。

この報告資料は、これまでの主な県教育委員会の対応について取りまとめたもので

すが、今回は3月24日の教育委員会3月臨時会以降の対応について、ご報告させていただきます。

11ページをお開きください。「シ」をご覧ください。県立学校及び市町村立学校の対応についてです。3月29日に、オミクロン株が主流である間、当該株の特徴を踏まえ、小学校及び特別支援学校以外は、保健所による濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査は行わないこととされたことを受けて、課業期間に児童・生徒等及び教職員の陽性が確認された場合、当面は以下のとおり対応していくこととし、同日に県立学校に通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校の対応を踏まえて、それぞれの地域における感染状況等に応じた対応をとるよう依頼しました。【今後の当面の対応の概要】です。高等学校及び中等教育学校で陽性が判明した場合は、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成、保管することとし、保健所の追認は求めないこととします。特別支援学校で陽性が判明した場合は、引き続き、保健所に相談しながら、学校が濃厚接触者相当の者のリストを作成し、保健所へ送付して、濃厚接触者を追認してもらいます。学校がリスト化する濃厚接触者相当の者の考え方はこれまで通りとし、特定した者は、濃厚接触者と同様に取り扱います。以下、資料に記載のとおりです。

「ス」をご覧ください。4月12日に、文部科学省から4月1日付け事務連絡により保健管理等に関する考え方が示されたことを踏まえて、県教育委員会の「保健管理等に関するガイドライン」を改訂し、県立学校へ通知しました。併せて、全市町村教育委員会に対しても、県立学校あての通知内容を伝えるとともに、それぞれの地域や学校の実情等に応じた対応を適切に実施するよう通知しました。

13ページをご覧ください。「3 今後の対応」です。引き続き国の動向把握に努めるとともに、県内感染者の状況や県対策本部会議の方針を踏まえ対応してまいります。当面の間は、感染・伝播性が高いオミクロン株の影響等を踏まえ、県立学校においては、引き続き基本的な感染防止対策を徹底し、児童・生徒等の安全、安心の確保と、学びの保障を両立させる取組みを継続して実施します。また、社会教育施設については、利用者の安全、安心を確保するため、基本的な感染防止対策を徹底し運営してまいります。

14ページをご覧ください。「参考1」県立学校における新型コロナウイルス感染症の感染者の発生状況及び臨時休業の状況、そして、23ページ「参考2」県立学校の授業開始時刻の状況については、4月7日現在において県教育委員会で把握し、まとめたものです。24ページをご覧ください。「参考3」は、これまで教育委員会で報告してきた令和2年2月から令和3年12月までの県教育委員会の対応を取りまとめたものです。参考については、後ほどご覧いただければと存じます。

「新型コロナウイルス感染症への県教育委員会の対応について」の報告は以上です。

下城委員 それでは、質問がありましたらよろしくお願いたします。笠原委員。

笠原委員 新型コロナウイルス感染症、これで3年目の春を迎えるわけですが、小中高等学

校、特別支援学校等の卒業式、入学式等の状況で、これまでどおり粛々と行われたのか教えていただきたいと思います。

指導部長 学校における卒業式、それから入学式に関してということですが、特に何か困ったことがあったとか混乱があったとか、そういった報告はありません。すべての学校で、計画したとおりに実施されたものというふうに承知しております。

支援部長 市町村立小中学校、それから県立特別支援学校も同様に、特に大きな問題はなかったと把握しています。

下城委員 関連して私から。濃厚接触者の特定について、保健所の指図を待たないというのは、保健所の方が逼迫しているので、その間、かえって学校の休業時間が長くなってしまふ、というデメリットを改善するためにということで、これは了解しているのですが、一方で、今おっしゃったように、卒業式、入学式で特段混乱がないとおっしゃいながら、3月の数字、感染者数を見ると、やはり高校、小中学校、減ってはいないですね。全国は若干増加しつつあるのではないかとということが言われていますが、首都圏では少し下げ止まってはいるのだけれども減り気味で、昨日の千葉県知事の、教育の制限を解除していくのだというような会見も見たりしましたが、この3月それほど減っていないということの原因、理由としては、卒業式、入学式でないとしたら、どのようにお考えになっているのか教えていただけますか。

指導部長 その部分は非常に難しいと思っておりますが、報告を学校から受けているところでは、現在、感染経路不明という形での報告が割合としては高くなっています。ですので、明らかに校内であるとかということも分からないし、家庭内での感染であるということが明確にならない場合もあるということで、市中にそれなりに感染が相当程度広がっているのです、そういったところで、どこで感染したかは分からないけれども感染している状況があるというところが、つい最近のことです。特にオミクロン株になってからというところでは、感染経路不明者の割合が高いというところがありますので、なかなかそこは難しい部分があるかなと。特に春季休業のところ、子どもたちの活動も、小中高すべて含めて活発になっているというところがありますので、そうしたところで、感染者数が下げ止まりというか、一定数の状況が続いているというところかなというふうに思っております。

下城委員 学校でクラスターを出さないというのは、教育委員会を含めて、教育現場の一番の使命だとは思っています。オミクロン株は感染力が強いということで、家庭内感染だけではなく市中感染もあり得るのだろうというところで、下げ止まっているというのは、大人たちと変わらない状況ということですよ。引き続き、注視をお願いしたいと思います。

他、いかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 教えてください。今回、ワクチン接種3回目を行ったという形で、高齢者がもう重症化しなくなったのだ。入院も非常に少なくなって、ベッド利用率が非常に下がったので、その部分としてフェーズを下げた。病院に関しては非常にありがたい。つまり、高齢者で合併症があってワクチンを3回やったということが、非常に今回安心できる材料となったという経緯があるのですが、今問題となっているのは、20歳代、あるいは高校生ぐらいのワクチン接種率のパーセンテージ。20歳以上ぐらいは、まだ20数パーセントぐらいで、高校生はもっと少ないと思うのですが、その点に関して、ワクチンを打った方がいいよという、そういう推奨は、教育委員会からは各高校にはやっているのでしょうか。それとも、特にその辺には触れていないのでしょうか。

指導部長 今回、3回目のワクチンというところで、特に行っておりませんが、ワクチン接種が進められていった昨年のところでは、ワクチンの効果とかについて、子どもたちあるいは保護者の方がご理解をいただいた上で、それぞれのご判断の下で行っていただきたいという、このワクチンの考え方について、学校から、ご家庭あるいは生徒たちに対して周知しているところです。

吉田委員 もっとはっきり言えば、その当時よりももっと、ワクチンの効果がさらにやはりあるのだということがどんどん出てきているので、私として、教育委員会委員としての立場ではないのかもしれない、医師の立場かもしれないですが、ワクチン接種は何かしらの形で進めていただければありがたいなというふうに思っています。

下城委員 他、いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 卒業式等々の関連とはまた少し違うのですが、修学旅行とか、時期がなかなか難しく、聞くところによると、卒業式の前日に卒業旅行的なものを実施したという学校も随分あるようなのですが、そうした課外での活動の状況というのは、この3月までの間、前年度と比較してどのような状況になっているのかということと、前年度と比べて何か工夫された点があったのかどうかというこの2点について、分かる範囲で結構ですので教えていただけますでしょうか。

高校教育課長 県立高等学校の関係です。今、笠原委員からお話がありましたとおり、やはり前年度に実施できなくて、実は4月に修学旅行を延期しているという学校も何校かあります。今のところは、今の感染状況の中で、十分に感染防止対策を講じた上で実施することができるようにしておりますので、既に実施している学校もあるという状況です。一部の学校の校長からは聞き取っていますが、やはり子どもたちは非常に良い表情で、感染防止に自分たちでも十分気をつけながら旅行を楽しんでいると、そういったご報告をいただいているところです。学校数としては、去年もちょうどこの時期しかできなかったようなところがありましたので、まん延防止等重点措置がない限りにおいては、県外への旅行もできるということで、そういった対応を取っているというのが現状です。

審議会委員の委嘱について」です。この度、神奈川県公民館連絡協議会会長から委員の推薦があり、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育長が事務を臨時に代理し、委員の委嘱をしましたので、同規則第2条第3項及び教育委員会の指示事項の1の(2)に基づき、今回報告させていただくものです。

次のページの「報第2号関係」の1ページ、「神奈川県生涯学習審議会委員新旧名簿(第15期)」をご覧ください。表の右側が旧委員、左側が新委員の名簿となっており、太枠でお示ししているのが、今回新委員として委嘱した方です。神奈川県公民館連絡協議会から推薦の、夏井 美幸氏の1名です。新委員の選定理由等については、次のページに記載しておりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

報第2号についての説明は以上です。

下城委員 何かご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは、ご質問がなければ次に移らせていただきます。

日程第2の報第1号に移ります。

報第1号

令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について

説明者 下反子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 ファイル07の「報第1号」をご覧ください。「令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会委員の委嘱等について」です。当審議会委員の委嘱等については、4月1日に人事異動が確定し、第1回審議会の開催日が4月8日と迫り、急施を要したため、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第2項の規定により教育長が事務を臨時に代理しましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

3ページにお進みいただき、「報第1号関係」の2ページ、「関係法令等資料」をご覧ください。教科用図書選定審議会については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の第10条、第11条に基づき、県教育委員会が毎年度設置するものです。設置の目的は、県教育委員会が採択に関する事務について、市町村教育委員会等に適切な指導、助言又は援助を行うに当たり、選定審議会の意見をきくためであり、資料その下の同法施行令第8条にあるとおり、同審議会では採択基準や選定に必要な資料の作成その他指導、助言等に関する重要事項を調査審議することになっております。また委員の任期は、第7条にあるとおり、令和4年4月1日から8月31日までとなっています。

2ページにお戻りいただき、選定審議会委員名簿をご覧ください。まず、委員の構成について、一番左の選出区分、1号、2号、3号ですが、1号委員は義務教育諸学校の校長及び教員、2号委員は県教育委員会の指導主事及び市町村教育委員会の教育

長、教育委員及び指導主事など、学校教育に専門的知識を有する職員、第3号委員は教育に関し学識経験を有する者や保護者等です。次に委員の人数ですが、法に基づき、県の条例では15人以上20人以内としています。今年度は採択替えの年度ではありませんので、委員の数を16名としました。委員の人選については、例年どおり県内の市町村教育委員会、私立学校、国立大学法人の学校、保護者の団体等、県内の関係各機関にご協力いただき、推薦いただいております。今回、昨年度に引き続き再任の方は、錦委員と田村委員です。なお、第1号委員については、委員全体のおおむね3分の1と法の規定があることから、第1号委員の数は6名としております。

次のページの「報第1号関係」は、昨年度委員との新旧名簿、関係法令等の資料及び教科用図書採択の今後の流れです。報告は以上です。

下城委員

質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ご質問がないようでしたら、次に日程第1の定教第1号議案及び定教第2号議案に移りたいと思います。

定教第1号議案

令和5年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針について

定教第2号議案

令和5年度神奈川県立中等教育学校の前期課程使用教科用図書採択方針について

説明者 下反子ども教育支援課長

子ども教育支援課長 定教第1号議案を提案するに当たり、まず教科用図書の採択についての概要を説明します。ファイル06の「定教第1～5号議案関係」の資料をご覧ください。最初のページに、令和4年度神奈川県教科用図書選定審議会に諮問した事項を記載しております。第1回審議会では、このうちの「(1)」から「(5)」までについて答申をいただきました。答申については、後ほど説明いたします。

1ページお進みいただき、教科書採択スケジュールの表をご覧ください。表は、上段から小学校、中学校、高等学校、特別支援学校となっております。また、左から右へ年度が打っており、網掛けの部分が今年度、令和4年度となっております。法令により、小・中学校については、種目ごとに同一の教科書を、4年間採択すると定められております。まず、最上段の小学校等ですが、平成29年3月に告示された、新しい小学校学習指導要領に基づいて改訂された教科書の初めての採択を、令和元年度に行いました。次に上から2段目、中学校等ですが、平成29年3月に告示された、新しい中学校学習指導要領に基づいて改訂された教科書の初めての採択を、令和2年度に行いました。今年度に関しては、小・中学校とも、採択替えはありません。続いて3段目、県立高等学校等の教科書については、各学校それぞれが使用する教科書を、県教育委員会が一括して採択します。これについては、毎年度採択替えを行います。そして資料の最下段、県立特別支援学校ですが、各学校、児童・生徒個々の状況に応じた

県教育委員会での採択ということで、毎年度採択替えを行います。

次に3ページです。本県における教科用図書の採択について、校種ごとに採択までの流れのポイントを説明します。まず「1 義務教育諸学校用の教科用図書の採択について」「(1)」ですが、県教育委員会の役割として、教科用図書採択地区を設定し、教科用図書選定審議会を設け、その意見を聴いて採択方針を定め、それを基に市町村教育委員会に対し指導、助言、援助を行います。「(2)」ですが、市町村教育委員会等の採択権者は、県教育委員会の指導、助言等を受け、種目ごとに1種の教科用図書を採択します。なお、「(2)」の後半の括弧書き「学校教育法附則第9条に規定する教科用図書」ですが、これは特別支援学校、特別支援学級で使用されるもので、市販されている絵本等、いわゆる一般図書と呼ばれるものを含めた中から、毎年度採択替えを行います。次に「2 県立中等教育学校の前期課程の教科用図書の採択について」、記載のとおりの流れで手続きを進め、県教育委員会が採択を行います。次に「3 県立高等学校等の教科用図書の採択について」、まず県教育委員会が採択方針を定めます。4ページをご覧ください。学校ごとに校長を議長とする教科書選定会議を開催し、採択方針及び「教科書執筆等及び教科書選定手続に関するガイドライン」に基づき、次年度の使用希望教科書を選定し、選定理由を添えて県教育委員会に提出します。提出された各学校の使用希望教科書について、指導部長を委員長として、校長代表や外部有識者で構成する教科書調査委員会で調査研究を行った上で、教育委員会に付議し、一括してご審議いただいております。次に「4 県立特別支援学校小学部及び中学部の教科用図書の採択について」、こちらは学校ごとに専門委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、審議会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択しております。最後に「5 県立特別支援学校高等部の教科用図書の採択について」ですが、学校ごとに選定委員会を設け、採択方針に基づき採択希望教科用図書表を作成し、県教育委員会に申し出て、教科書調査委員会の意見を聴いた上で県教育委員会が採択します。

次のページからの別表は、今説明した校種別の教科用図書の採択の仕組みを図で示しております。資料記載の5ページが義務教育関係、次の6ページが県立高等学校、7ページが県立特別支援学校高等部です。また、8ページ以降には関連の法令等について掲載しましたので、後ほどご覧ください。

次に、定教第1号議案の説明です。ファイル01の「定教第1号議案」をご覧ください。提案理由ですが、4月11日に、神奈川県教科用図書選定審議会から答申がありましたので、この答申に基づき、本県の採択方針を制定いたしたく提案するものです。1ページお進みください。採択方針の全文を記載しております。さらに1ページお進みください。答申に基づき作成した採択方針案の「1」から「5」について、ポイントを説明します。まず「1 令和5年度義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について」ですが、採択に当たっての考え方等を「(1)」から「(6)」に示しております。「(1)」ですが、教科用図書は、検定を通った教科書の一覧である「教科書目録」から採択すること、「(2)」は、採択地区に設置される審議会等は、すべての教科書について調査研究し、結果を報告することを示しています。「(3)」は、複数市町村で採択地区を構成する場合の手続きについて記載しております。「(4)」は、適正か

つ公正な採択の確保や開かれた採択の推進を図る観点から、教科書採択に係る情報について、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、積極的な公開に努めること、「(5)」は、採択にあたって静ひつな環境を確保するとともに、疑念の目が向けられることのないよう関係者の意識の啓発に努めることを示しております。「(6)」は、選定審議会の設置期間の終了後に新たに採択する必要が出た場合について示しております。

次に「2 教科用図書採択基準について」ですが、各地区で行う採択の基準として、記載のとおり3点を挙げております。

次のページをご覧ください。「3 1つの市町村で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法について」ですが、これは市町村教育委員会が単独で教科用図書を採択するための方法を示したものです。基本的に、県教育委員会が行う採択の仕組みに準じております。

次に、このページから4ページにかけて記載がある「4 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法について」ですが、これは同一地区内の各市町村教育委員会が、同一の教科用図書を採択するための方法を示したものです。現在、神奈川県には、このような採択地区、いわゆる共同採択地区が「足柄上（南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町）」「足柄下（箱根町、真鶴町、湯河原町）」「愛甲（愛川町、清川村）」とあります。

次に「5 令和5年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点について」ご説明します。まず、特別支援教育関係教科用図書とは、記載のとおり、小学校若しくは中学校の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書のことです。構成は「ア 教科・種目に共通な観点」と、次のページの下段、「イ 教科・種目別の観点」との大きな二つであり、記載内容は昨年度の調査研究の観点と同様です。定教第1号議案の説明は以上です。

それでは続いて、定教第2号議案について説明いたします。ファイル02の「定教第2号議案」をご覧ください。令和5年度に県立中等教育学校の前期課程で使用する教科用図書の採択等について、今回、神奈川県教科用図書選定審議会からの答申に基づき、標記方針を制定いたしたく提案するものです。

1ページお進みください。令和5年度に、平塚、相模原の両中等教育学校で使用する教科用図書については、中段以降、「1」から「3」に示した方針にのっとり、県教育委員会において採決してまいります。内容については、昨年度と大きな変更はありません。定教第2号議案の説明は以上です。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 確認ですけれども、昨年度、教科書関係の請願があって「日程等について確認を」ということだったのですが、今年度、そのところで、先ほどお示しいただいた表の流れの中ではどの点が変わったかということ、改めての確認で教えていただけますか。

支援部長 選定審議会をできる限り早い段階でということで、4月8日に設定しました。その後、諮問、審議した回答の方をいただいて、今回、この教育委員会に速やかに方針をお示しすることで、調査研究の期間の確保に使うということです。

笠原委員 実際に、その選定審議会が4月8日に実施されたということなのですが、4月1日から8日というのは1週間ぐらいしかなかったのですけれども、実際に参加された委員の方々からは、その日程で特段の混乱とか不便さというのはなかったということでよろしいでしょうか。

支援部長 特にありませんでした。

笠原委員 準備する方に関しても大丈夫だった。逆に言うと、それよりも前はなかなか難しい。やはりこの辺りがちょうどいいという理解でよろしいですか。

支援部長 法で4月1日以降というふうに定められておりますので、さらには委員の皆様が学校関係者ということもありまして、異動等もありますので、4月8日というところで、そこが適切な時期だということで承知しております。

笠原委員 今年度実施する中で、引き続きの確認をよろしくお願ひしたいと思います。

下城委員 他、よろしいでしょうか。

それでは、他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 では、ただいまの定教第1号議案及び定教第2号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。引き続き、下城委員お願いいたします。

下城委員 それでは次に、定教第3号議案に移ります。

高校教育課長 定教第3号議案についてご説明します。03のファイル「定教第3号議案」をお開きください。令和5年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程において使用する教科用図書の採択方針を制定するために、ご提案させていただくものでございます。

次のページをご覧ください。「令和5年度神奈川県立高等学校等使用教科用図書採択方針」です。令和5年度の採択方針の内容については、令和5年度に神奈川県立高等学校及び神奈川県立中等教育学校の後期課程において使用する教科用図書の採択に関し、その方針を「1」から「3」のとおり定めるものです。項目の「1」から「3」については、前年度と考え方においては大きな変更点はありません。なお、項目の1については若干変更がございますので、ご説明させていただきます。

令和3年3月に、学校教育法施行規則等の一部が改正され、高等学校においては、スクール・ポリシーを策定・公表することとされたことに伴って、前年度の内容からの変更があります。スクール・ポリシーというのは、「育成を目指す資質・能力に関する方針」、これは「グラデュエーション・ポリシー」と呼ばれております。それから「教育課程の編成及び実施に関する方針」、これは「カリキュラム・ポリシー」というふうに言われております。そして「入学者の受入れに関する方針」、これはいわゆる「アドミッション・ポリシー」と呼ばれている、この三つからなる教育活動の実施に係る基本的な方針です。学校教育目標の内容を、今申し上げた三つの視点で整理し、明確化したものです。県立高等学校及び県立中等教育学校後期課程においては、令和3年度中にこのスクール・ポリシーを策定、公表し、令和4年度から、このスクール・ポリシーに基づき、教育課程等を運用していくこととしております。そうしたことから、項目1に従来は「学校教育目標」という記述がありましたが、その部分を「スクール・ポリシーのうち「育成を目指す資質・能力に関する方針」及び「教育課程の編成及び実施に関する方針」というふうに変更させていただいたものです。項目の2と3については、変更点はありません。また、「採択の手続きに関し必要な事項については、この方針に基づき、神奈川県教育委員会教育長が別に定める」としております。

高等学校においては、平成30年告示の学習指導要領が、令和4年度の入学生から年次進行での実施となります。今年度の採択では、令和4年度及び令和5年度の入学生は平成30年告示の学習指導要領、そして令和3年度の入学生については平成21年告示の学習指導要領に、それぞれのとった教科書のうちから採択することとなります。

以上、定教第3号議案の説明です。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

下城委員

それでは、ご質問よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

ご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 では、ただいまの定教第3号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
引き続き、下城委員よろしく申し上げます。

下城委員 それでは次に、定教第4号議案及び定教第5号議案に移りたいと思います。

定教第4号議案 令和5年度神奈川県立特別支援学校の小学部及び中学部使用教科用図書採択方針について

定教第5号議案 令和5年度神奈川県立特別支援学校の高等部使用教科用図書採択方針について

説明者 片山特別支援教育課長

特別支援教育課長 それでは、定教第4号議案についてご説明します。ファイル04「定教第4号議案」をお開きください。令和5年度に県立特別支援学校の小学部及び中学部において使用する教科用図書の採択等についての答申に基づき、標記方針を制定するためにご提案するものです。小学部及び中学部で使用する教科用図書については、県立ということで、県教育委員会が採択権者として採択することとなります。

次のページにお進みいただき、小学部、中学部採択方針をご覧ください。中段以降「1」から「3」にお示ししているように、採択方針を定めております。「1 特別支援学校の小学部及び中学部においては、学習指導要領に定められた各教科の目標を達成する上で適切に編集されているか、また、児童・生徒の障がいの状態及び特性等からみて適切なものであるか、という基本的な観点に基づいて教科用図書の調査研究を十分に行い、児童・生徒の一人ひとりの特性、学校及び地域の実情等を考慮して採択する。」「2 文部科学大臣が作成する教科書目録（令和5年度使用）及び学校教育法附則第9条に規定する教科用図書から採択する。」「3 採択に当たっては、公正の確保に留意する。」内容については、昨年度と特に変更はありません。以上、定教第4号議案の説明です。

それでは続いて、定教第5号議案についてご説明します。ファイル05の「定教第5号議案」をお開きください。令和5年度に県立特別支援学校の高等部において使用する教科用図書の採択方針を制定するためにご提案するものです。

1 ページお進みいただき、高等部採択方針をご覧ください。高等部で使用する教科用図書については、定教第4号議案でご説明した、小学部及び中学部で使用する教科

用図書と採択方法は異なりますが、中段以降「1」から「3」にお示ししてあるように、採択方針は同様の内容となっております。内容については、昨年度と特に変更点はありません。以上、定教第5号議案の説明です。よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
 では、質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長 ただいまの定教第4号議案及び定教第5号議案について、原案のとおり決すること
 でご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしましたので、これにて閉会とい
 たします。

令和4年4月15日

会議録作成者 書記 中村 怜